

議案第13号

我孫子市白樺文学館基金条例の制定について

我孫子市白樺文学館基金条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

我孫子市白樺文学館の事業の充実を図るため、我孫子市白樺文学館基金を設置するため提案するものです。

我孫子市白樺文学館基金条例

(設置)

第1条 我孫子市白樺文学館の事業（我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第11号）第6条各号に掲げる事業をいう。第6条において同じ。）の充実を図るため、我孫子市白樺文学館基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、我孫子市白樺文学館の事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。